



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市行政組織条例の一部を改正する条例……………(収納対策室) …… 6
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …… 6
- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課) …… 9
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) ……11
- 大和高田市児童医療費助成条例の一部を改正する条例……………() ……12
- 大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例……………(建築住宅課) ……12

規則

- 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……12
- 大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則……………(企画法制課) ……18
- 宿日直手当支給規則の一部を改正する規則……………(市立病院総務課) ……18

訓令

- 大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務プロポーザル選定委員会設置要綱…(地域包括支援課) ……19

告示

- 平成25年度大和高田市地域ケア会議活用推進等事業実施要綱……………(地域包括支援課) ……20
- 公示送達……………(収納対策室) ……21
- 平成25年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)等の要領の公表……………(財政課) ……21
- 市道路線認定に関する告示……………(土木管理課) ……27
- 市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示……………() ……27
- 市道路線変更に関する告示……………() ……28
- 市道の区域の変更に関する告示……………() ……29
- 供用の開始に関する告示……………() ……29
- 市道路線廃止に関する告示……………() ……30
- 市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示……………() ……30
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……33
- 大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示……………(児童福祉課) ……33
- 公示送達……………(収納対策室) ……33
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……34

公告

- 平成25年度大和高田市職員採用試験医療職追加募集の実施……………(市立病院総務課) ……34
- 農業振興地域整備計画案の縦覧……………(産業振興課) ……36
- 農用地利用集積計画の縦覧……………() ……37
- 天満保育所屋根塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……37
- 磐園保育所屋根塗装工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……39
- 高6枝中三倉堂1丁目地内管渠工事(3)・給配水管移設工事(G03)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告……………() ……41

○高6枝南今里町地内管渠工事(8)・給配水管移設工事(G08)・配水管布設替工事(南今里町)に関する条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)公告	(契約監理室)	44
○大和高田市文化会館舞台調光設備改修工事に関する条件付き一般競争入札公告	(〃)	46
○大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務の委託業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告	(地域包括支援課)	48
教育委員会		
○教育委員会12月定例委員会の招集	(教育総務課)	54
選挙管理委員会		
○選挙権を有する者の総数	(選挙管理委員会)	55
○選挙人名簿抄本閲覧状況の公表	(〃)	55
公営企業		
○指定給水装置工事事業者の指定	(水道工務課)	55

公布された条例のあらまし**◇大和高田市行政組織条例の一部を改正する条例**

1 改正の理由

国民健康保険税の徴収に係る事務について、保健部から財務部へ移管することに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

保健部が分掌している事務のうち、国民健康保険税の徴収に関する事務を財務部に移管します。

3 施行期日

平成26年4月1日

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律による国家公務員退職手当法等の改正に準じて、早期退職募集制度を導入し、定年前早期退職特例措置の内容を拡充するものです。

2 改正の内容

(1) 退職理由の整備

(2) 定年前早期退職特例措置の拡充

① 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について、その勤続期間を25年から20年に、年齢の要件を50歳から45歳に拡充します。

② 定年前15年内の一定の退職者について退職時の定年までの残年数1年当たり3%（従来は定年前10年内について1年当たり2%）の割合を乗じて退職手当の基本額を割り増すこととします（定年前1年を除く。）。

(3) 早期退職希望者の募集に関する規定の整備

早期退職希望者の募集について、募集実施要項の記載事項等を定めるとともに、実施に当たって必要な事項を定めます。

3 施行期日

平成26年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、公的年金の特別徴収制度の見直し、金融所得課税の一体化を推進するための改正等、所要の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度についての見直し

平成28年10月1日施行

① 公的年金から特別徴収されている者が賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても、特別徴収を継続します。

※平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用

② 年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額（年税額）の2分の1に相当する額とします。

(2) 金融所得課税の一体化

① 公社債等を特定公社債等と一般公社債等に分類し、平成28年1月1日以後に納税義務者

が支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の対象とします。

- ② 株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度について、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等を別々の申告分離課税制度に改組した上で、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、平成29年1月1日以後、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とします。

(3) その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

平成28年1月1日、平成28年10月1日、平成29年1月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部を改正する法律の公布により、特定公社債等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされること、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が上場株式等に係る制度と一般株式等に係る制度に改組されることに伴い、国民健康保険税の課税の特例について所要の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 特定公社債等の利子等に係る利子所得が配当割の課税対象として、新たに上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に追加されたことに伴う改正
- (2) 株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等に係る制度と一般株式等に係る制度に改組されたことに伴う改正
- (3) 上記改正に伴う項ずれの修正

3 施行期日

平成29年1月1日

◇大和高田市児童医療費助成条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

入院療養に係る医療費の助成対象年齢を延長し、医療費の助成範囲を拡大するものです。

2 改正の内容

児童の定義を次のように改めます。

改正前	改正後
6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 【小学生】	6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 【小学生及び中学生】

3 施行期日

平成26年4月1日

◇大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

条例の規定中に引用する法律の題名を改めます。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

3 施行期日

平成26年1月3日

条 例**条例第24号**

大和高田市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月12日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市行政組織条例の一部を改正する条例

大和高田市行政組織条例（平成19年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条財務部の項第5号中「市税」の次に「の賦課」を、「除く。）」の次に「及び徴収」を加える。

第3条保健部の項第4号中「国民健康保険」の次に「（国民健康保険税の徴収を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条例第25号

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月12日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の退職手当に関する条例（昭和三三年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「よらず」の次に「、かつ、第9条の2第5項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

1 1年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 第9条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次の

ように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第9条の2第5項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (6) 25年以上勤続し、第9条の2第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号を除く。)」に、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に、「左覧」を「左欄」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」に改める。

第6条の2を次のように改める。

(退職の理由の記録)

第6条の2 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第7条の3の表以外の部分中「左覧」を「左欄」に改め、同条の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」に改める。

第7条の4第4項第1号中「自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第9条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっ

ては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であって規則で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- 3 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 - (1) 応募者が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（第3項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 6 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - (1) 第13条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第20条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第3項第3号に規定す

る故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

（5） 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

9 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

条例第26号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月12日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第39条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第39条の5第1項中「当該年度の前年度において第39条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第36条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第7条の4中「附則第18条の2第1項」の次に「、附則第18条の3第1項」を加える。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第17条第1項」に、「配当所得の金額（以下）」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下）」に「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第17条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第18条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項

第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第18条の3を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第17条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第17条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の3第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第18条の4及び第18条の5を次のように改める。

第18条の4及び第18条の5 削除

附則第18条の8から第18条の11までを次のように改める。

第18条の8から第18条の11まで 削除

附則第18条の12第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第18条の13を次のように改める。

第18条の13 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第39条の2第1項及び第39条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

（2） 附則第7条の4、第16条の3、第18条の2から第18条の5まで及び第18条の8から第18条の13までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第39条の2及び第39条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第7条の4、第16条の3、第18条の2、第18条の3及び第18条の12の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

条例第27号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第15項を附則第17項とする。

附則第14項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第16項とし、附則第10項から第13項までを2項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「附則第35条の3第11項」を「附則第35条の3第13項」に、「第6項」を「附則第7項」に、「株式等」を「上場株式等」に改め、同項を附則第10項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の3第15項の規定の適用を受ける場合における附則第6項及び附則第7項の規定の適用については、附則第6項中「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」と、附則第7項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「株式等」を「上場株式等」に、「附則第35条の2の6第11項」を「附則第35条の2の6第15項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第28号

大和高田市児童医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市児童医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市児童医療費助成条例（平成24年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「12歳」を「15歳」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大和高田市児童医療費助成条例の規定は、同日以後に行われた入院療養に係る医療費の助成から適用する。

条例第29号

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

大和高田市営住宅条例（平成9年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

規 則

規則第12号

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和33年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5イの表中「

57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
61

」を

「

56
57
57
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59

」に、

「

56
56
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63

」を

「

55
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
59

」に、

「

69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85

」を

「

68
69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
77

」に、

「

5 1
5 1
5 2
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5

」を

「

5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 3
5 3
5 4
5 4
5 5

」に、

「

33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

」を

「

32
33
33
33
33
33
34
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37

」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

規則第24号

大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市行政組織規則等の一部を改正する規則

（大和高田市行政組織規則の一部改正）

第1条 大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室産業振興課の款商工振興係の項中「大和高田市シルバー人材センター」を「公益社団法人大和高田市シルバー人材センター」に改める。

第4条第1項福祉部の部社会福祉課の款地域福祉係の項中「大和高田市社会福祉協議会」を「社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会」に改める。

（大和高田市違法駐車等の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 大和高田市違法駐車等の防止に関する条例施行規則（平成5年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「（財）」を「一般財団法人」に改める。

（大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則の一部改正）

第3条 大和高田市予防接種健康被害調査委員会設置規則（平成21年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

（大和高田市公園条例施行規則の一部改正）

第4条 大和高田市公園条例施行規則（平成17年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「大和高田市社会福祉協議会」を「社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会」に改める。

（大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正）

第5条 大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則（昭和51年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

（6） 一般社団法人大和高田市医師会長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第25号

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

宿日直手当支給規則（昭和34年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「31, 200円」を「38, 800円」に改め、同項第2号中「36, 400円」を「46, 500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宿日直手当支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に始まる勤務に係る宿日直手当について適用し、施行日前に始まった勤務に係る宿日直手当については、なお従前の例による。

訓 令

訓令第19号

大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成25年12月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務プロポーザル選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務を実施するに当たり、業務委託に係る受託者（以下「受託者」という。）の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- (3) 受託候補者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 企画政策部長
- (2) 保健部長
- (3) 財務部長
- (4) 福祉部長
- (5) 企画法制課長
- (6) 社会福祉課長
- (7) 健康増進課長
- (8) 介護保険課長
- (9) 保険医療課長
- (10) 地域包括支援課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員会に委員長を置き、企画政策部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、保健部長をもって充てる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務

を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から受託者の特定の日までとする。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の非公開）

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

（中立の保持）

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、保健部地域包括支援課において処理する。

（委任）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第107号の3

平成25年度大和高田市地域ケア会議活用推進等事業実施要綱を次のように定める。

平成25年10月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

平成25年度大和高田市地域ケア会議活用推進等事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条第3項の規定に基づき、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める地域包括ケアシステムの実現に向け、市が実施する地域ケア会議（以下「会議」という。）の実施体制の構築を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、大和高田市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる関係団体等に委託することができる。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

（1） 地域包括ケアシステムの構築及び自立支援に資するケアマネジメントの実現に向け、次に掲げる立上げ支援を行うとともに、会議の実施方法の定着及び持続的な会議運営体制の構築を図る。

ア 会議の目的及び機能を共有し、円滑に実施するため、地域の関係者への周知及び啓発に係る説明会

イ 会議の実施方法に関する有識者を含めた検討

ウ 有識者を交えた会議の試行的な実施

エ 高齢化対策に係る会議の実施

オ 会議に係る様式の検討

カ 先進自治体への視察

キ 地域包括支援センターへの助言及び指導

ク その他会議の導入及び開催に必要な事業

(2) 多職種が協働して個別課題の分析及び地域の高齢者を支える地域包括支援ネットワークの構築、地域資源としてのインフォーマルサービスの立上げ等地域の実情に応じ、会議を効果的に実施するため、次に掲げる事業を実施する。

ア 医療、介護等の基礎知識の共有及び連携強化を図るための多職種合同研修会の開催

イ 地域住民、自治会、民間事業者等による孤立化の防止及び見守り体制づくり

ウ 地域における通いの場、交流の場、居場所等の立上げ

(事業実施上の留意事項)

第4条 市は、事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて奈良県とも連携を図りながら市の創意工夫により効果的、効率的に実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

告示第132号

交付要求通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき義務者が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日 平成25年11月13日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第133号

平成25年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成25年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 平成25年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

2 平成25年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

3 平成25年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

- 4 平成25年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成25年度大和高田市水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 平成25年度大和高田市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 平成25年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度大和高田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979,885千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,977,743千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）		（単位：千円）		
款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,718,824	19,143	6,737,967
	1. 地方交付税	6,718,824	19,143	6,737,967
11. 分担金及び負担金		276,824	435	277,259
	2. 負担金	273,344	435	273,779
12. 使用料及び手数料		666,281	7,146	673,427
	2. 手数料	304,038	7,146	311,184
13. 国庫支出金		3,980,677	256,478	4,237,155
	2. 国庫補助金	254,297	256,478	510,775
14. 県支出金		1,556,711	13,614	1,570,325
	2. 県補助金	513,317	13,614	526,931
16. 寄附金		1	170	171
	1. 寄附金	1	170	171
17. 繰入金		45,001	630	45,631
	1. 基金繰入金	45,001	630	45,631
18. 諸収入		216,861	10,169	227,030
	4. 雑入	202,061	10,169	212,230
19. 市債		1,214,600	672,100	1,886,700
	1. 市債	1,214,600	672,100	1,886,700
補正されなかった科目に係る額		7,322,078	0	7,322,078
歳入合計		21,997,858	979,885	22,977,743

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		263,343	△4,388	258,955
	1. 議会費	263,343	△4,388	258,955
2. 総務費		2,187,546	△7,830	2,179,716
	1. 総務管理費	1,711,652	△12,166	1,699,486
	2. 徴税費	303,593	△705	302,888
	3. 戸籍住民基本台帳費	87,697	7,377	95,074
	4. 選挙費	44,134	32	44,166
	5. 統計調査費	14,194	△418	13,776
	6. 監査委員費	26,276	△1,950	24,326
3. 民生費		9,949,254	50,120	9,999,374
	1. 社会福祉費	4,139,264	30,672	4,169,936
	2. 児童福祉費	2,989,784	17,041	3,006,825
	3. 生活保護費	2,819,902	2,407	2,822,309
4. 衛生費		2,644,913	12,130	2,657,043
	1. 保健衛生費	1,005,997	△1,239	1,004,758
	2. 清掃費	1,638,916	13,369	1,652,285
6. 農林水産業費		94,875	△2,931	91,944
	1. 農業費	94,875	△2,931	91,944
7. 商工費		100,208	△496	99,712
	1. 商工費	100,208	△496	99,712
8. 土木費		1,319,663	41,913	1,361,576
	1. 土木管理費	107,462	△6,642	100,840
	2. 道路橋りょう費	121,398	55,650	177,048
	3. 都市計画費	948,366	△3,842	944,524
	4. 住宅費	142,417	△3,253	139,164
10. 教育費		1,891,685	891,367	2,783,052

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
市営斎場火葬業務等	平成26年度末まで	9,000
市営斎場受付業務	平成26年度末まで	1日あたり11,000円に業務を要した日数を乗じて得た額
外国人講師派遣業務	平成28年度末まで	40,497
文化会館の自主事業に係る経費	平成26年度末まで	4,200

第3表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路新設改良事業	千円 29,700	(借入方法) 普通貸貸又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
中学校耐震補強事業	642,400	〃	〃	〃
計	672,100			

平成25年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,678,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9.繰入金		507,208	3,150	510,358
	1.一般会計繰入金	507,207	3,150	510,357
補正されなかった科目に係る額		8,168,422	0	8,168,422
歳入合計		8,675,630	3,150	8,678,780

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		153,918	3,150	157,068
	1.総務管理費	131,241	3,150	134,391
補正されなかった科目に係る額		8,521,712	0	8,521,712
歳出合計		8,675,630	3,150	8,678,780

平成25年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,819千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,981,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰入金		756,934	△8,819	748,115
	1.一般会計繰入金	733,034	△8,819	724,215
補正されなかった科目に係る額		4,233,522	0	4,233,522
歳入合計		4,990,456	△8,819	4,981,637

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		132,653	△5,340	127,313
	1. 総務管理費	92,884	△5,340	87,544
3. 地域支援事業費		108,669	△3,479	105,190
	2. 包括的支援事業・任意事業費	79,874	△3,479	76,395
補正されなかった科目に係る額		4,749,134	0	4,749,134
歳出合計		4,990,456	△8,819	4,981,637

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事項	期間	限度額
要介護認定業務委託	平成26年度末まで	5,033
生活ニーズ調査業務委託	平成26年度末まで	3,000

平成25年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ715千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ635,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		206,918	715	207,633
	1. 一般会計繰入金	206,918	715	207,633
補正されなかった科目に係る額		427,823	0	427,823
歳入合計		634,741	715	635,456

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		40,719	715	41,434
	1. 総務管理費	39,179	715	39,894
補正されなかった科目に係る額		594,022	0	594,022
歳出合計		634,741	715	635,456

告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大和高田市長 吉田誠克

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1514	高514号線	永和町1465番1先	
		永和町1466番1先	
1515	高515号線	西町267番6先	
		内本町1725番3先	
1516	高516号線	高砂町1459番26先	
		本郷町201番1先	
1517	高517号線	曾大根二丁目615番3先	
		曾大根二丁目615番5先	
1518	高518号線	曾大根一丁目75番3先	
		曾大根一丁目75番7先	
3158	陵158号線	大字大谷710番13先	
		大字大谷711番17先	
3159	陵159号線	大字大谷711番14先	
		大字大谷711番8先	
3160	陵160号線	大字大中394番3先	
		大字野口591番11先	
4118	天118号線	大字根成柿312番5先	
		大字根成柿282番1先	
4119	天119号線	大字根成柿343番1先	
		大字根成柿327番1先	
4120	天120号線	大字出160番1先	
		大字出160番12先	
4121	天121号線	大字出160番12先	
		大字出160番18先	

告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 道路の種類 市道

2. 路線名 その他

路線名	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高514号線	永和町1465番1先から 永和町1466番1先まで	1.7～3.2	51.30	
高515号線	西町267番6先から 内本町1725番3先まで	14.8～23.2	387.90	
高516号線	高砂町1459番26先から 本郷町201番1先まで	14.2～16.7	108.20	
高517号線	曾大根二丁目615番3先から 曾大根二丁目615番5先まで	6.0～8.0	54.70	
高518号線	曾大根一丁目75番3先から 曾大根一丁目75番7先まで	4.8～7.8	51.20	
陵158号線	大字大谷710番13先から 大字大谷711番17先まで	6.0～6.1	73.60	
陵159号線	大字大谷711番14先から 大字大谷711番8先まで	6.0～6.0	14.50	
陵160号線	大字大中394番3先から 大字野口591番11先まで	3.1～21.2	2250.00	
天118号線	大字根成柿312番5先から 大字根成柿282番1先まで	4.0～5.8	406.80	
天119号線	大字根成柿343番1先から 大字根成柿327番1先まで	5.8～7.8	225.50	
天120号線	大字出160番1先から 大字出160番12先まで	6.0～6.1	60.80	
天121号線	大字出160番12先から 大字出160番18先まで	6.0～8.1	23.80	

3. 供用開始の期日 平成25年12月13日

告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を変更する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	旧新別	路線名	起点終点	重要な 経過地

1011	旧	高11号線	大和高田市大字築山113番1先 大和高田市大字大中36番3先	
	新		大和高田市大字築山112番3 大和高田市大字大中127番1	
1059	旧	高59号線	大和高田市大字松塚18番2 大和高田市大字松塚981番2	
	新		大和高田市大字松塚24番2 大和高田市大字松塚982番3	
1107	旧	高107号線	大和高田市旭北町453番1 大和高田市本郷町1466番1	
	新		大和高田市旭北町454番1 大和高田市本郷町1463番47	
3085	旧	陵85号線	大和高田市大字市場710番 大和高田市大字市場733番	
	新		大和高田市大字市場710番 大和高田市大字大中394番3	
4035	旧	天35号線	大和高田市大字秋吉94番 大和高田市大字秋吉106番	
	新		大和高田市大字秋吉160番2 大和高田市大字秋吉104番	

告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	変更の区間	変更前の幅員 (m)	変更前の延長 (m)
		変更後の幅員 (m)	変更後の延長 (m)
高11号線	大和高田市大字築山113番1先から 大和高田市大字大中36番3先まで	2.1~24.3	2063.30
		2.1~9.8	1456.80
高59号線	大和高田市大字松塚24番2先から 大和高田市大字松塚982番3先まで	3.7~5.9	355.30
		3.7~7.0	378.90
高107号線	大和高田市旭北町454番1先から 大和高田市本郷町1466番1先まで	1.7~18.1	578.30
		4.1~18.1	527.00
陵85号線	大和高田市大字市場710番先から 大和高田市大字大中394番3先まで	2.7~4.9	450.10
		2.7~8.9	1013.80
天35号線	大和高田市大字秋吉160番2先から 大和高田市大字秋吉104番先まで	1.8~2.4	78.80
		1.8~2.7	90.10

告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高11号線	大和高田市大字築山112番3先から 大和高田市大字大中127番1先まで	平成25年12月13日
高59号線	大和高田市大字松塚24番2先から 大和高田市大字松塚982番3先まで	平成25年12月13日
高107号線	大和高田市旭北町454番1先から 大和高田市本郷町1463番47先まで	平成25年12月13日
陵85号線	大和高田市大字市場710番先から 大和高田市大字大中394番3先まで	平成25年12月13日
天35号線	大和高田市大字秋吉160番2先から 大和高田市大字秋吉104番先まで	平成25年12月13日

告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1084	高84号線	本郷町201番1先	
		大字大中13番3先	
3041	陵41号線	大字野口592番1先	
		大字市場809番1先	
4041	天41号線	大字根成柿282番1先	
		大字根成柿327番1先	
4103	天103号線	大字根成柿531番2先	
		大字根成柿518番先	

告示第141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成25年12月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 道路の種類 市道
2. 路線名 その他

路線名	区間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
高8号線	大字築山135番6先から 大字築山136番5先まで	前	4.2~6.0	4.4	面積減
		後	5.5~5.6	4.9	
高10号線	大字築山129番1先から	前	4.9~5.6	54.8	面積増

	大字築山127番2先まで	後	6.1~7.0	54.8	
高11号線	大字築山136番5先から 大字築山575番5先まで	前	3.4~3.7	85.7	"
		後	3.8~4.4	85.7	
高15号線	大字築山145番10先から 大字築山179番1先まで	前	4.0~6.2	53.3	"
		後	6.0~6.4	53.3	
高18号線	大字築山533番3先から 大字築山231番2先まで	前	3.2~4.4	21.1	"
		後	3.5~4.5	21.1	
高20号線	大字有井97番3先から 大字有井96番1先まで	前	3.8~4.9	23.6	"
		後	4.1~5.1	23.6	
高35号線	土庫三丁目332番1先から 土庫三丁目332番9先まで	前	3.6~4.2	64.3	面積増
		後	3.9~4.8	64.3	
高41号線	土庫二丁目98番先から 土庫二丁目478番1先まで	前	2.0~2.0	24.4	"
		後	2.6~2.6	24.4	
高122号線	南本町1556番先から 南本町1554番1先まで	前	4.5~5.0	4.3	面積減
		後	4.5~5.0	2.9	
高167号線	片塩町188番21先から 片塩町169番1先まで	前	6.0~6.0	67.5	面積増
		後	6.2~6.2	67.5	
高168号線	片塩町169番1先から 片塩町299番2先まで	前	2.9~4.1	139.8	"
		後	3.5~7.2	139.8	
高187号線	中三倉堂一丁目475番1先から 中三倉堂一丁目396番1先まで	前	3.6~3.8	11.6	"
		後	3.6~3.9	11.6	
高201号線	西三倉堂一丁目626番1先から 西三倉堂二丁目629番1先まで	前	4.0~4.6	51.6	"
		後	5.9~7.0	51.6	
高204号線	蔵之宮町205番6先から 蔵之宮町214番7先まで	前	2.6~2.6	18.5	"
		後	2.8~2.8	18.5	
高204号線	蔵之宮町213番先から 蔵之宮町214番1先まで	前	2.8~2.8	13.5	"
		後	3.3~3.4	13.5	
高205号線	中三倉堂二丁目708番1先から 中三倉堂二丁目702番1先まで	前	4.0~4.5	53.1	"
		後	4.8~5.2	53.1	
高207号線	東中二丁目355番4先から 東中二丁目272番18先まで	前	3.0~6.5	13.5	"
		後	3.2~6.6	13.5	
高218号線	大字田井411番1先から 大字田井113番1先まで	前	5.4~7.5	32.3	面積減
		後	4.1~6.2	32.3	

高221号線	大字勝目85番1先から 大字勝目93番先まで	前	4.0~4.4	44.7	面積増
		後	5.7~5.8	44.7	
高227号線	東中二丁目276番1先から 曾大根一丁目31番先まで	前	5.0~4.9	28.9	"
		後	5.0~5.0	28.9	
高228号線	曾大根二丁目615番3先から 曾大根二丁目622番1先まで	前	4.0~4.1	18.2	"
		後	4.1~4.1	18.2	
高243号線	幸町3番2先から 高砂町65番18先まで	前	9.3~9.5	17.7	面積減
		後	9.3~9.5	9.1	
瀬1号線	大字藤森350番19先から 大字藤森319番1先まで	前	4.1~4.1	18.9	面積増
		後	4.7~4.7	18.9	
瀬10号線	大字藤森174番1先から 大字藤森165番3先まで	前	4.5~4.8	12.3	"
		後	4.5~4.9	12.3	
瀬13号線	大字池尻230番1先から 大字池尻297番1先まで	前	2.2~3.6	19.7	"
		後	3.7~7.3	19.7	
陵11号線	大字大谷543番2先から 大字大谷535番先まで	前	4.9~5.2	52.5	"
		後	5.4~6.0	52.5	
陵25号線	大字池田461番2先から 大字池田467番12先まで	前	3.4~3.7	26.5	"
		後	3.6~3.6	26.5	
陵34号線	大字野口359番1先から 大字野口325番3先まで	前	5.4~5.5	42.4	"
		後	6.1~6.1	42.4	
陵58号線	大字市場186番2先から 大字市場197番6先まで	前	6.0~6.0	5.4	"
		後	6.0~6.0	10.4	
陵79号線	大字市場539番2先から 大字市場540番1先まで	前	4.2~5.2	35.5	"
		後	4.5~5.5	35.5	
陵138号線	大字市場186番1先から 大字市場188番6先まで	前	0.0~0.0	0.0	"
		後	4.3~8.7	9.0	
陵152号線	大字大谷342番1先から 大字大谷464番1先まで	前	3.2~3.3	17.6	"
		後	6.1~6.2	16.3	
陵160号線	大字市場177番3先から 大字市場185番1先まで	前	3.3~17.7	94.8	面積減
		後	7.4~8.5	94.8	
天2号線	大字勝目93番先から 大字勝目85番1先まで	前	6.5~6.5	7.3	面積増
		後	6.5~6.5	5.4	
天56号線	大字吉井73番先から 大字吉井118番4先まで	前	4.0~4.0	84.1	"
		後	4.0~4.1	84.1	
天59号線	大字奥田469番先から	前	3.9~7.1	34.4	面積減

	大字奥田468番7先まで	後	4.2～6.9	34.4	
天69号線	大字吉井121番3先から 大字吉井130番1先まで	前	3.2～3.3	29.9	面積増
		後	3.9～4.0	29.9	
天109号線	大字根成柿515番先から 大字根成柿530番1先まで	前	0.0～0.0	0.0	〃
		後	4.1～4.6	1.5	

3. 供用開始の期日 平成25年12月13日

告示第142号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車）を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成25年12月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 処分の根拠

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項

2 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3 処分年月日

平成26年4月1日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年9月3日、同月10日、同月12日、同月18日、同月25日、同月29日、同月30日

告示第143号

大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年12月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市虐待防止ネットワーク設置要綱（平成17年告示第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、平成26年1月3日から施行する。

告示第144号

平成25年度固定資産税 第4期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成25年12月27日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成25年12月19日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年1月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため
2. 移動年月日
平成25年12月4日、同月5日、同月10日、同月11日、同月15日、同月16日、同月19日
3. 移動対象区域
近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域
4. 保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
5. 引取期間
平成26年7月6日
6. 引取時間
午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午
7. 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア. 移動費 2,000円
イ. 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
8. 連絡先
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第140号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、平成25年度大和高田市職員採用試験（医療職追加募集）の実施を次のとおり公告する。

平成25年12月5日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
臨床工学技士	1名	(1) 昭和29年4月2日以降に生まれた人で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有する人。または、平成26年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人 (2) 大和高田市立病院で交代制勤務可能な人

(1) 応募者の国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

① 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

③ 大和高田市において懲戒免職を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

④ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

⑤ 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている人

2 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	試験内容
日時	平成25年12月21日（土）午前9時
場所	大和高田市立病院 講堂（大和高田市礪野北町1番1号）
試験の種類	小論文（60分） 口述試験（面接）
合格発表	試験後3週間程度（合否にかかわらず本人に通知します。）

3 受験手続

(1) 受付期間

受付期間：平成25年12月5日（木）から平成25年2月18日（水）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで（受験票を交付します。）

(2) 受付場所

受付場所：大和高田市立病院 総務課

所在地：奈良県大和高田市礪野北町1番1号

(注) 郵送での受付はいたしません。必ず持参して下さい（代理可）。

(3) 提出書類 ◎必須書類 ○免許取得者 △免許取得見込者

提出書類 職種	履歴書市販A4判	写真 2枚	最終学校卒業 (見込)証明書	最終学校 成績証明書	免許証 (写し可)	返信用 封筒
臨床工学技士	◎	◎	△	△	○	◎

(注1) 写真は、3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm 横3cm）で、うち1枚は履歴書に貼付し、他1枚は受験票用に持参してください。

(注2) 返信用封筒（定形封筒：23.5cm×12.0cm）1通に80円切手を貼付し、宛名を記入してください。

(注3) 免許取得者は、最終学校の卒業証明書及び成績証明書は不要です。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

① 採用予定者 平成26年4月1日付けで採用します。

- ② 採用候補者 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から1年間です。
- (3) 最終合格者のうち、免許取得見込みの者が平成26年3月末日までに実施される国家試験で当該免許を取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者・採用候補者）から抹消します。

5 給与等について

現 行 初 任 給	臨床工学技士	<ul style="list-style-type: none"> ・月額190,900円（大学卒業程度で採用前に職歴がない場合） ・月額184,500円（短大(3年)相当卒業で採用前に職歴がない場合）
-----------------------	--------	--

- (1) 給料月額は、平成25年4月1日現在の給料表に基づいています。
- (2) 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当が支給されますが、一部手当については、当分の間、減額措置等がなされています。

6 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、お返すことがあります。このために生じた申込の遅延等には責任を負いませんので、受験手続には十分注意してください。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) この試験に関する提出書類は、一切お返ししません。
- (4) インターネットでも採用試験に関する情報を提供しています。（ホームページアドレス <http://www.ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）
- (5) 採用時には健康診断書を提出してください。
- (6) 試験についての問い合わせ先
大和高田市立病院事務局総務課内「大和高田市（市立病院）職員採用試験委員会事務局」
(TEL 0745-53-2901)

公告第141号

大和高田市農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

大和高田市の住民は、平成26年1月9日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見書を提出することができる。

また当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成26年1月9日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

平成25年12月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成25年12月11日（公告年月日）
至 平成26年1月9日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
- 2 農用地利用計画の案の縦覧場所
大和高田市役所 市民部産業振興課
大和高田市大字大中100番地1

- 注1. 公告縦覧期間の30日間について：公告日の翌日から起算する。
2. 公告縦覧期間の満了日について：最終日が休日（土・日・祝・年末年始の休日等）にあたる場合は翌日をもって期間の満了日とする。
3. 異議申し出期間の15日間について：公告縦覧期間の満了日の翌日から起算するため、休日であってもその日から起算する。
4. 異議申し出期間の満了日について：注2と同様。

公告第142号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第143号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	天満保育所屋根塗装工事
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によ</p>

	<p>るものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3)申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4)受付期間 平成25年12月20日(金)から平成25年12月25日(水)まで。ただし、土曜日、日曜及び祝日を除きます。</p> <p>(5)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6)受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1)郵送日 平成25年12月26日(木)</p> <p>(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1)配布の期間 平成25年12月20日(金)から平成25年12月25日(水)まで。ただし、土曜日、日曜及び祝日を除きます。</p> <p>(2)配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3)配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1)受付期間 平成25年12月20日(金)から平成25年12月27日(金)まで</p> <p>(2)受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4)回答期限 平成25年12月27日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1)期限 平成26年1月9日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2)郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3)郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1)日時 平成26年1月10日(金)午前9時</p> <p>(2)場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3)開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
17 最低制限基準比較価格	¥4,050,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第144号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	磐園保育所屋根塗装工事
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の塗装・防水工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

	いこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年12月20日(金)から平成25年12月25日(水)まで。ただし、土曜日、日曜及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年12月26日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年12月20日(金)から平成25年12月25日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年12月20日(金)から平成25年12月27日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成25年12月27日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年1月9日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</p>

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成26年1月10日（金）午前9時10分 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 7 最低制限基準比較価格	¥3,360,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第145号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝中三倉堂1丁目地内管渠工事（3）・給配水管移設工事（GO3）
2 工事場所	大和高田市中三倉堂1丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

	<p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がAであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 施工期間中は、土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者を専任で配置できること。(監理技術者は3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者とします。)</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年12月20日(金)から平成25年12月25日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成25年12月26日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成25年12月20日(金)から平成25年12月27日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年12月20日(金)から平成26年1月6日(月)まで</p>

	<p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年1月6日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年1月9日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年1月10日（金）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者を優先順位により5の（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
18 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
19 最低制限基準比較価格	<p>¥54,410,000円（消費税等抜き）</p>
20 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
21 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
22 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第146号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成25年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝南今里町地内管渠工事（8）・給配水管移設工事（G08）・配水管布設替工事（南今里町）
2 工事場所	大和高田市南今里町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成26年3月31日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成24・25年度大和高田市格付け等級がBであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 施工期間中は、土木工事に関する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること（専任技術者は、3ヶ月以上の雇用関係にある者とします。）。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年12月20日（金）から平成25年12月25日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

確認通知	<p>(1) 郵送日 平成25年12月26日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成25年12月20日(金)から平成25年12月27日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年12月20日(金)から平成26年1月6日(月)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(ただし、最終日は正午まで)</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年1月6日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成26年1月9日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成26年1月10日(金)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>

定	
16 事後審査	落札候補者を優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥31,820,000円(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

公告第147号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成25年12月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市文化会館舞台調光設備改修工事
2 工事場所	大和高田市文化会館小ホール
3 工事期間	契約締結日から平成26年3月15日(土)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (5) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿(照明設備機器)又は建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の(電気工事)に登録している者であること。 (6) 過去5年間(平成20年12月1日から平成25年11月31日まで)で客席数200席以上の文化会館施設において、元請けで舞台照明設備工事(設計、施工)の履行実績を有する者であること。
6 競争入札参加資格確認	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び下記必要書類を提出し、競争入

認の申請	<p>札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、4(4)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、4(6)の要件を満たすことを証するものとして、実績書(任意様式)及び当該の契約書の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受付しません。</p> <p>(4) 受付期間 平成25年12月20日(金)から平成26年1月9日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までを除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成26年1月10日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成25年12月20日(金)から平成26年1月9日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までを除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成25年12月20日(金)から平成26年1月17日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成26年1月17日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

12 入開札 の日時等	入開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成26年1月21（火）午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者 の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保 証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
16 最低制 限基準比 較価格	¥10,410,000円（消費税等抜き）
17 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

公告第148号

大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務の委託業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成25年12月24日

大和高田市長 吉田誠克

1. 目的について

大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務委託については、65歳以上で市内に住民登録のある人を対象に日常生活圏域ニーズ調査を実施することにより、日常生活圏域における高齢者の生活課題に関する調査を行い、その結果分析等により地域の課題の内容及び量的な状況を把握し、大和高田市第6期介護保険事業計画を策定することを目的とします。また、項目の中にある基本チェックリストを実施することにより二次予防事業対象者を把握し、介護予防事業案内を送付して介護予防の意識の普及啓発を図ります。

2. 選定方法について

本市では、民間事業者の豊富な経験や高い知識及び専門性などを活用することにより、効果的かつ効率的に本事業を推進するため、本業務を委託します。

その事業者の選定方法については、公募型プロポーザル方式により行います。この実施要項は、大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務に関して、必要な事項を定めたものです。

3. 業務の概要

(1) 名称

大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務

(2) 内容

別紙仕様書のとおり

(3) 期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

4. 応募者の条件等

(1) 応募資格

プロポーザルに参加する者は、国及び地方公共団体の介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務の構築及び導入に関わる経験を有し、高い専門性により、本市基本方針を踏まえた大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務の設計及び試行等において、適切な指導及び助言ができる事業者であり、次の資格要件の全てに該当するものに限り、

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者
- ② 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)でないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続中の者でないこと。
- ④ 過去に地方公共団体が発注する調査、計画策定等の受託実績を有する者
- ⑤ 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ⑥ 法人資格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有している者

(2) 応募に当たっての留意事項

① 実施要項等の承諾

応募事業者は、参加資格申請書の提出をもって、実施要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

② 費用の負担

応募に関する費用は、応募事業者の負担とします。

③ 著作権の帰属

応募者から実施要項等に基づき提出される書類の著作権は原則として書類の作成者に帰属しますが、採用した提案書等の著作権は大和高田市に帰属するものとします。

④ 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、採用又は不採用にかかわらず返却しません。

⑤ 提供資料の取扱い

本市から提供される資料は、取扱いに注意するとともに無断で応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。

⑥ 委託事業における契約上限額の公表

金7,000千円(消費税等を含む。契約上限額の範囲内で契約するものとする。)

ただし、各事業年度における委託事業契約上限額の内訳は、以下のとおりです。

平成25年度 4,000千円(郵便料は、含まない。別途市負担)

平成26年度 3,000千円(郵便料は、含まない。別途市負担)

⑦ その他

実施要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通

知します。

5. 業者選定のスケジュール

内 容	期 間 等
募集開始	平成25年12月24日(火)
参加資格審査申請に関する質問の提出期限	平成26年1月7日(火)午後5時まで
参加資格審査申請に関する質問の回答期限	平成26年1月8日(水)午後5時まで
参加資格審査申請書提出期限	平成26年1月10日(金)午後5時まで
参加資格決定通知	平成26年1月14日(火)
企画提案書等提出に関する質問の提出期限	平成26年1月16日(木)正午まで
企画提案書等提出に関する質問の回答期限	平成26年1月17日(金)正午まで
企画提案書等提出期限	平成26年1月20日(月)正午まで
1次審査、審査決定通知	平成26年1月23日(木)
2次審査(プレゼンテーション)	平成26年1月29日(水)午前
2次審査、決定、結果通知	平成26年1月29日(水)午後
契約締結	平成26年1月31日(金)【予定】

(1) 実施要項等の公表

① 公表方法

本業務委託に関する実施要項等の資料は、市のホームページにて公表します。

ホームページアドレス (<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>)

市のホームページからダウンロードしてください。

② 配布資料

- ・ 大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務委託公募型プロポーザル実施要項(本書)
- ・ 大和高田市第6期介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務委託仕様書
- ・ 参加資格審査申請書(様式第1号)
- ・ 会社概要(様式第2号)
- ・ 企画提案書(様式第3号)
- ・ 見積書(様式第4号)
- ・ 経費内訳書(様式第5号)
- ・ 辞退届(様式第6号)

(2) 参加資格審査申請及び企画提案書等提出に関する質問の受付・回答

① 質問の提出方法

質問は、文書(任意様式)により行うものとし、e-mailによるものとします。

- ・ 送付先 大和高田市役所 地域包括支援課
- ・ 住 所 奈良県大和高田市大中100番地1
- ・ 電話番号 0745-22-1101(内線580、558)
- ・ F A X 0745-24-2131
- ・ e-mail hokatu@city.yamatotakada.nara.jp
- ・ 参加資格審査申請に関する質問の提出期限 平成26年1月7日(火)午後5時まで
- ・ 企画提案書等提出に関する質問の提出期限 平成26年1月16日(木)正午まで

② 回答の方法

質問に対する回答は、e-mailにより行います。

- ・ 参加資格審査申請に関する質問の回答期限 平成26年1月8日（水）午後5時まで
- ・ 企画提案書等提出に関する質問の回答期限 平成26年1月17日（金）正午まで
（ただし、平成25年12月28日（土）から平成26年1月5日（日）までの間と土・日・祝日は、回答できません。）
- ・ 質問の回答は、全業者宛にいたします。

(3) 参加資格審査申請書の提出

- ① 提出期限 平成26年1月10日（金）午後5時まで
- ② 提出書類
 - 参加資格審査申請書（様式第1号）1部
 - 会社概要（様式第2号）1部
 - 添付書類 各1部
 - ・ 会社の沿革、組織が分かる書類（パンフレット等）
 - ・ 介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査及び二次予防事業対象者把握業務に関する業務実績が確認できるもの（会社概要（様式第2号）に記載した「類似業務の実績」が確認できる契約書の写し）
- ③ 提出方法
原則、持参によるものとします。
- ④ 提出先
奈良県大和高田市大中100番地1
大和高田市役所 1階 地域包括支援課
- ⑤ 参加資格審査結果
審査の結果、参加資格があると認める事業者については、その旨通知しますので、企画提案書等を期限までに提出してください。参加資格が無いと判断した事業者についても、その旨別途連絡します。なお、参加資格が無いと判断した事業者についても、費用は申請者の負担とします。

(4) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限
平成26年1月20日（月）正午まで
- ② 提案書の作成
企画提案書の作成に当たっては、下記の点にご留意願います。

【留意点】

記載事項	内容に関する留意事項
様式等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された様式（Word形式）をダウンロードして、作成してください。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加資格審査申請書（様式第1号） ➢ 会社概要（様式第2号） ➢ 企画提案書（様式第3号） ➢ 見積書（様式第4号） ➢ 経費内訳書（様式第5号） ・ 基本的には、設定してある書式で作成し、A4版（両面印刷）で提出してください。 ・ ページ数の制限はありません。
主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体の業務を統括するものとして「主任技術者」を1名定めて記載してください。 ・ 「著作物等」には、調査報告書、教材、ソフト開発等の単著、共著、分担等も含まれます。ただし、共著、分担等についてはその旨を記載してください。 ・ 「類似業務」は、過去4年間（平成22年度から平成25年度まで）に国又は地方公共団体において介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査

	<p>及び二次予防事業対象者把握事業に関連する業務とします。（平成25年度分については、契約履行中も可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な類似業務の実績は、主任技術者が直接担当したものだけを記載してください。 ・ 実績は、各項目の欄に記入願います。 ・ 発注者名の後ろにはカッコ書きで受注年度を記載してください。 ・ 記載する順序は、直近のものからにしてください。 ・ 必要に応じて参考資料を、添付してください。 ・ 「担当する業務分野」欄は、今回の委託業務における役割として具体的に記載してください。 ・ 契約後、主任技術者を変更する場合には、担当する業務に関する知識、経験、実績等が前任者と同等以上の者とし、その旨報告願います。 ・ 主任技術者と担当技術者を兼ねる場合には、様式第3号「1. 主任技術者」の「担当業務」の欄の「担当技術者」にチェックしてください。さらに、主担当となる場合には、「主担当技術者」にチェックしてください。
担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の当業務に携わる者として「担当技術者」を1名以上定めて記載してください。 ・ 主任技術者と担当技術者を兼ねる場合には、様式第3号「1. 主任技術者」の「担当業務」の欄の「担当技術者」にチェックしてください。 ・ 担当技術者のうち、主担当となる場合には、様式第3号「2. 担当技術者」の「担当業務」の欄の「主担当技術者」にチェックしてください。 ・ 「著作物等」については、主任技術者の留意事項に従い、記載してください。 ・ 「類似業務」については、主任技術者の留意事項に従い、記載してください。 ・ 類似業務の実績は、担当技術者が直接担当したものだけを記載してください。 ・ 「担当する業務分野」欄は、今回の委託業務における役割として具体的に記載してください。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務実施体制に当たって、本業務に係る支社、支店及び営業所等を記し、技術者の人的配置についても具体的に記載してください。 ・ 本市と有効な連絡体制がとれる方策を具体的に示してください。
業務の実施手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載するに当たっては、仕様書に基づき具体的に記載してください。 ・ 代替案又は追加案等があれば積極的に提案してください。
実施スケジュール（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業務の実施スケジュール（案）を仕様書に基づき記載してください。 ・ 必要に応じてスケジュール表下の余白に作業の具体的な進め方を記載してください。

③ 見積書（様式第4号）の提出

正本1部のみ提出してください。（4（2）⑥に示す委託業務における契約上限額を超える提案は、無効となります。）また、見積書には、提示した金額の積算根拠が分かる経費内訳書（様式第5号）を作成し、見積書と同封の上、提出してください。

④ 成果品（サンプル品）の提出

成果品（サンプル品）を提出してください。

⑤ 提出方法

提案書等の提出は、原則、持参によるものとします。

⑥ 提出部数

提案書等の提出は、原本（正）1部・副本（写）15部（原本、副本とも左肩をホッチキス止めなどして提出してください。）

⑦ 提出先

奈良県大和高田市大中100番地1
大和高田市役所 1階 地域包括支援課

(5) 審査

次のとおり、1次審査及び2次審査の結果により、受託候補者として1者を選定します。

ア 1次審査

① 実施日時

平成26年1月23日(木)

② 1次審査の結果通知

1次審査の審査結果は、平成26年1月23日(木)に企画提案書の提出者全員に対して通知します。なお、1次審査を通過しなかった者は、この段階で不採用とします。

イ 2次審査

2次審査は、1次審査通過者のみを対象とし、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングにより審査を行います。

① 実施日時

平成26年1月29日(水)午前(詳細は、別途通知します。)

② 実施時間

実施時間は、30分程度(プレゼンテーション:20分以内、ヒアリング:10分程度)とし、審査項目の順に提案することとします。また、運営に係る準備時間は、10分以内とします。

③ 出席者

一事業者につき3名以内とします。

④ 準備品

パソコン、プロジェクター、スクリーンは、本市で準備しますので、下記の環境に合わせて資料作成の上、当日持参ください。

パソコン:OSがWindows7 professional(64ビット)

ソフト:Microsoft Power point 2010

⑤ 2次審査の順番

2次審査の順番は、参加資格審査申請書(様式第1号)の届出順によるものとします。

⑥ 2次審査結果の通知

審査結果については、平成26年1月29日(水)に企画提案参加事業者に対して通知します。

(6) 辞退

辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を地域包括支援課に提出してください。

6. 企画提案書等の審査方法

(1) 審査方法

参加資格審査を通過した者を対象に、1次審査及び2次審査を実施し、企画提案書等の審査基準に基づいて採点します。

ア 1次審査

企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位3者程度を2次審査の対象とします。

イ 2次審査

プレゼンテーションとヒアリングを行い、見積書については、審査員が列席する場で開封し、プレゼンテーション及びヒアリング審査による評価項目の合計が最も高い提案者を「受託候補者」として選定します。

総合評価点が同点となる者が複数ある場合は、見積書の価格の低い者を受託候補者とします。また、価格も同額であった場合は、改めて見積書を徴し、安価である者を受託候補者に決定します。

※ 異議申立て

審査に関する異議については、一切応じません。

(2) 企画提案書等の審査基準

ア 1次審査

- ① 会社の類似業務の実績(30点)
 - ・日常生活圏域ニーズ調査の実績
 - ・二次予防事業対象者把握事業の実績
 - ・介護保険事業計画の実績
- ② 主担当技術者の実績(60点)

(主担当技術者が2名以上の場合は高い担当者の点数を採用します。)
- ③ 専門職員の数(20点)
 - ・担当営業所の専門職(保健師・看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員)の数
- ④ 専門性(20点)
 - ・大学等研究機関との連携・後方支援の有無及びその充実度
- ⑤ 企画提案書類の書類審査(20点)
 - ・上記①～④に係るもののほか、業務に対する理解度、提案内容の的確性等

イ 2次審査

- ① 業務の指標(39点)
 - ・1次審査の①～④の項目の点数に加点、減点をし、合計した点数を4で除した点数
- ② 理解力(4点)
 - ・国の基本方針及び関係法令を理解し、本市の高齢者の実態を正確に分析し、課題を適切に捉え、新制度に係る事業等のニーズの把握ができるか。
- ③ 企画・提案力(4点)
 - ・ニーズ調査に関し、国の調査票案に含まれない本市が必要となる独自の調査項目の提案がなされているか。
- ④ 作業工程(8点)
 - ・作業工程は、合理的で現実的なものか。
 - ・回収率は、75%以上になるよう工夫されているか。
- ⑤ 業務実施体制(8点)
 - ・開始から報告までの一連の流れが業者内で完結するよう工夫されているか。
- ⑥ 成果品(17点)
 - ・結果通知が市民に見やすく分かりやすいか。
 - ・報告媒体は、本市が利用しやすいように工夫されているか。
 - ・本市の要望どおり調整することができるか。
 - ・データをグラフやさまざまな解析方法を用い分析しているか。
- ⑦ 見積金額(20点)

教育委員会

教育委員会告示第22号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成25年12月13日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

記

日時 平成25年12月17日(火)午後4時
場所 さざんかホール 4階 会議室

- 議案 第1号 第37回大和高田市民マラソン大会実施要項(案)について
- 第2号 後援願いについて
- 第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第42号

平成25年12月2日現在の**大和高田市**の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成25年12月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

3分の1の数	19,041人
6分の1の数	9,521人
50分の1の数	1,143人

選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、平成24年12月1日から平成25年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を別紙のとおり公表する。

平成25年12月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

別紙は省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

公営企業

水道事業告示第1号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成26年1月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田誠克

業者名	代表者名	所在地
大角工業	大角秀樹	奈良県生駒郡三郷町立野南3-28-21